会 議 録

会	議の名称	第11回(仮称)大和郡山市自治基本条例策定委員会
開催日時		平成20年6月26日(木)19:00~21:00
開催場所		三の丸会館(中央公民館)3階 小ホール
事務局		大和郡山市 総務部 企画政策課
出席	委員	中川教授、澤井名誉教授、 市民公募委員(磯委員、伊藤委員、岩田委員、 大牟禮委員、岡林委員、奥田委員、帯谷委員、梶谷委員、 金田委員、河原委員、北野委員、北原委員、木村委員、 小林委員、鯛 委員、高原委員、中野委員、中村委員、 西本委員、沼田委員、藤原委員、森井委員、横田委員、) 市職員委員(仲委員、水本委員、北門委員、西尾委員、 山中委員、中尾委員、吉本委員)
者	事務局	北森企画政策課長、百嶋企画政策課長補佐、澤田、勝丸齋藤(コンサルタント)
欠 席 者		委員13名
議題		①前回の議事録の確認について(全体討議) ②条例素案(たたき台)第4章、第5章について (グループ討議)

議 事 概 要

1. 開会挨拶等

事務局から以下の報告をする。

- ・本日の欠席者について
- ・委員の辞退の申し出について

・6月議会の総務常任委員会で、策定委員会の進捗状況を概ね下記のように報告した

平成19年8月から策定委員会を始め、ワークショップによる作業をすすめて、平成20年3月に素案のたたき台を出し、平成20年4月からそのたたき台を用い、条例素案の作成に着手し継続中である。

2. 前回議事録の確認について

事務局から前回会議録の説明がある。

く質疑応答>

- 会 長 質疑ございませんか?
- **委** 員 議事録のまとめ方について意見があります。前回の議事録を見ますと、各班の意見が、①吹き出しを付ける、②波線を引く、③二重線で文章を消す、④新しい文章を挿入するの4つの方法で書き込まれています。この内、①と②は良いと思います。しかし、③の抹消は必ずしも班全体の意見というわけでありませんし、④の挿入はそのような意見があったかのような誤解を生みやすいかと思います。C班のところに書かれている『徳を持ち~』という記述は、個人の意見であったと記憶しています。まとめ方としては、誤解を生みやすいのではと思います。現在ワークショップの段階ですのでこういう意見がでたということをできるだけ正確に、たくさんあった方があとで参考になると考えますので、改善された方が良いのではと思います。
- 事務局 前回の議事録は、各班が議論した後に残った資料を基にして、記入されていた文言をそのまま転記しました。
- 会 長 事務局が述べた作成方法から考えると、前回の議事録は、各班が作成 した作品をそのまま忠実に反映したしたもの、と言えるかと思います。 全体の意見ではないこともあり得ますが、これが統一見解でという捉 え方はせずに、様々な意見が出されたと並列的な理解を望みます。班 で統一見解を出すことは望んでおらず、多様な意見を皆で共有する事 の方が大切です。

それでは、本日の議題 条例案たたき台第4章、第5章についてグループ討議を始めます。

以下に各グループのワークショップの結果及び発表内容を記します。

【グループA】

「十分な審議をつくす」という文言を入れてもよいのではないか 全体的に「しなければならない。」→「すること。」

(市議会の役割及び責務)

けん制の意味は?

- 第9条 市議会は、直接選挙により信託 けた議員によって構成され市政の 重要事項について意思決定する議決 関である。
- 2 市議会は、市民の意思が市政運営に適切に反映され、適正かつ効率的に執 行されているか監視し、<u>けん</u>制しなければならない。
- 3 市議会は、積極的に議会活動に関する情報の提供を図り、市民にわかりやすく、開かれた議会運営に努めなければならない。
- 4 市議会は、その役割及び責務を遂行するにあたっては、市政調査、議案提 出等の立法機能の強化とその活用に努めなければならない。

(市議会議員の責務)

福祉という言葉ですべてが含まれるのか (狭義の福祉と混合してしてしまう。)

「市民全体の福祉」→「公共の福祉」にしてはどうか

- 第10条 市議会議員は、市議会が市の信託に基づくものであるということを深く認識し、常に市民全体の福祉を念頭において公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。 専門的なことについては外部の意見を聞く
- 2 市議会議員は、市議会の役割及び責務を遂行するため、<u>自己の研さん</u>に励むとともに、審議機能及び政策提案能力の向上等に努めなければならない。

一度、策定委員会で議会の見学をしてみてはどうか? 市会議員と話す機会を設けてはどうか? (意見交換する)

(市長の役割及び責務)

- 第11条 市長は、市政の代表者として、市を統括し、公正かつ誠実に市政の執 行に努めなければならない。 **適切に**
- 2 市長は、市民の信託のもと、市政運営を通じて、第3条で定めた基本理念 を実現し、自治の推進に努めなければならない。 **誰にとって適切か?**
- 3 市長は、前2項の規定する責務を遂行するにあたり、市職員を適切に指揮 監督し、人材育成を図るとともに、多様化する行政課題に的確に対応するこ とのできる効率的かつ効果的な組織運営に努めなければ ならない。

責任を明確化してはどうか(責任の所在が不明確) 市民の声を聞く

倫理規定を別に定めて、これに従うこと。

(市長を除く市の執行機関の役割及び責務)

- 第12条 市長を除く市の執行機関は、その権限と責任において、公正かつ誠実 に職務の執行にあたらなければならない。
- 2 市長を除く市の執行機関は、市民の福祉の増進を図るため、他の執行機関 と協力連携しながら、最小の経費で最大の効果を挙げるように努めなければ ならない。
- 3 市長を除く市の執行機関は、職務の遂行にあたり政策形成等の過程において、多様な方法により積極的に市民の参加、参画を促さなければならない。
- 4 市長を除く市の執行機関の組織は、市民にわかりやすく、簡素で効率的なものでなければならない。

(市職員の責務)

市民の、社会・街

- 第13条 市職員は、全体の奉仕者として、常に市民本位の立場に立ち、公正か つ誠実に職務を遂行し、市民との信頼関係の構築に努めなければならない。
- 2 市職員は、自らが市政運営を支える役割があることを深く認識し、地域社会の一員であることを自覚したうえで、積極的にまちづくりの推進に努めなければならない。
- 3 市職員は、職務の遂行するについて法令及び条例等を遵守し、必要な知識、 技能等の向上に努めなければならない。

第24条の公益通報を本条に加えてもよいのでは 「全体の奉仕者」→「市民の奉仕者」の方がわかりやすい 専門的なことについては、必要に応じて外部の意見を聞く

[発表内容]

第9条に「議題に対して、真摯な対応で、充分な議論を尽くす」という文言を入れて欲しい。第2項の「けん制しなければならない」は表現を変えた方よいのではとの意見がありました。また、この章に限ったことはないが「努めなければならない。」は、「努めること。」にしたほうが良いとの意見がありました。

次に第10条の「市民全体の福祉」の部分について、どこまでの範囲がはいるのか、第3章に使われた「公共の福祉」の方が良いのではとの意見がありました。第2項の「自己研さん」について、個人責任おいて日々、自己研さんいただくだけでなく、専門的なことについては、外部の専門家の意見を聞くようにしてはとの意見がありました。

第11条について、市長の責任について、所在が不明確ではとの意見がありま した。また、第3項の「適切に指揮監督し、」とあるが、市長の都合のいいよ うにというのは困る。「公正かつ適正に」あるべきではとの意見がありました。 市職員の職務について「全体の奉仕者」というのはわかりにくい、全体とは 何を指すのかとの意見がありました。また、第24条の公益通報をこの条に規定 した方がわかりやすいのではとの意見がありました。

重要事項(説明・解釈に書いてある条例制定改廃・予算の決定など) 【グループB】 を明記する。説明・解釈の中味をもっと条文の中に出す。

(市議会の役割及

- 第9条 市 云は、直接選挙により信託を受けた議員によって構成され市政 の重要事項について意思決定する議決機関である。
- 2 市議会は、市民の意思が市政運営に適切に反映され、適正かつ効率的に 執行されているか監視し、けん制しなければならない。
- 3 市議会は、積極的に議会活動に関する情報の提供を図り、市民にわかり やすく、<u>開かれた議会</u>運営に努めなければならない。
- 4 市議会は その役割及び責務を遂行するにあたっては、市政調査、議案 提出等の立 機能の強化とその活用に努めなければならない。

全ての会議を公開する等。

市民が議会に対して期待するものを表現したい。

市議会は市民からの請願等に関して主旨・意見を表明 する機会を設けなければならない。【追加】 (市議会の機能)と(市 議会の責務)に分けて (市議会議員の責務)の 3つで考えた方が具体的 になるのでは。

市政の発展、 安全・環境

(市議会議員の責務)

第10条 市議会議員は、市議会が市民の信託に基づくものであるということ を深く認識し、常に市民全体の福祉を念頭において公正かつ誠実に職務を遂 行しなければならない。

特定の地域や特定の団体等の代表ではなく、市民全体の福祉の向上ということを表現してはどうか。

2 市議会議員は、市議会の役割及び責務を遂行するため、自己の研さんに 励むとともに、審議機能及び政策提案能力の向上等に努めなければならない。 **能力**

追加項目

議会は市民に対して①説明責任がある。

②議員が課へ意見をいう時は書面で行うこと。

毎年、市の基本方針を明らかに し中長期ビジョンを示す責任。

(市長の役割及び責務)

<mark>リーダーシップを期待するこ</mark> とばを入れたい。

- 第11条 市長は、市政の代表者として、市を統括し、公正かつ誠実に市政 の執行に努めなければならない。
- 2 市長は、市民の信託のもと、市政運営を通じて、第3条で定めた基本理 念を実現し、自治の推進に努めなければならない。 **適材適所に配置し、**
- 3 市長は、前2項の規定する責務を遂行するため、市職員を適切に指揮監督し、人材育成を図るとともに、多様化する行政課題に的確に対応することの めかつ効果的な組織運営に努めなければならな

(市の責務) 苦情への対応、住民自治活動支援、他の地方公共団体との連携、 第12条2項もここへ。

(市長の責務)毎年市の基本方針を明らかにする。政策決定に市民参画を求める。審議会の公正な運営。

(執行機関の責務)説明責任

(職員の責務)

(市長を除く市の執行機関の役割及び責務)

- 第12条 市長を除く市の執行機関は、その権限と責任において、公正かつ 誠実に職務の執行にあたらなければならない。
- 2 末長を除く市の執行機関は、市民の福祉の増進を図るため、他の執行機 関と協文連携しながら、最小の経費で最大の効果を挙げるように努めなけ ればならな、
- 3 市長を除く市 行機関は、職務 <mark>限られた財政資源を最大限に活用し、最</mark> いて、多様な <mark>市の責務なのでは? 大の効果を生む</mark>

11

4 市長を除く市の執行機関の組織は、市民にわかりやすく、簡素で効率的 なものでなければならない。

(市職員の責務)

- 第13条 市職員は、全体の奉仕者として、常に市民本位の立場に立ち、公 正かつ誠実に職務を遂行し、市民との信頼関係の構築に努めなければなら ない。
- 2 市職員は、自らが市政運営を支える役割があることを深く認識し、地域 社会の一員であることを自覚したうえで、積極的にまちづくりの推進に努 めなければならな い。
- 3 市職員は、職務の遂行するについて法令及び条例等を遵守し、必要な知識、技能等の向上に努めなければならない。

管理・監督する立場の者が職員を指導するといった表現を入れたら

[発表内容]

まず、第4章、第5章について議会、市長の役割又は機能と責務の2つの項目に分けてまとめてもらいたいとの意見がありました。

第9条で「重要事項」については、予算の決定、決算の認定や条例の制定、 改廃を議決するなどと明記したほうが良いのでは、また、市議会は、すべての 会議の公開を義務づけてはとの意見がありました。たたき台にはないが請願を 正しくとりあげて、対応する義務が議会にあるのではとの意見がありました。

次に第10条で、「市民全体の福祉」とあるが、もっと適切なわかりやすい表現にするべきでは、議会の市民への説明責任を付け加えてはどうか、市民が市政に期待することをどのようにして議会の役割に反映していくかを市政の重要事項の中に反映できればとの意見がありました。また、議員が市役所に指示するときは、書面にすることを義務づけてはとの意見がありました。

次に第5章について、3つの条に分かれているが、その前に市全体の責務についての項目をいれて、苦情対応への問題、自治活動への支援の問題、他の自治体との連携、市の財政等の適切な活用をいれてはとの意見がありました。

また、市長は市民に市の中長期的なビジョンや基本方針を毎年示し、円滑な 市政を実施するため、適材適所の配置と人材の育成に取り組むべきであるとの 意見がありました。

次に、第12条の「市長を除く」という表現は、市長の責任を免除するような 印象を受けるのでいらないのでは、また、第2項の「最小の経費で最大の効果 を」を、「限られた財産資源を最大限に活用し、最大の効果を生む」とした方 がよいのではとの意見がありました。

【グループC】

具体的な文言を入れるべき

定数減 (例えば15人)

報酬制→廃止、日当制にすべき 基本給+能率給にすべき (評価基準必要)

(市議会の役割及び責務)

具体的な説明がない

窓口で職員に圧力をかける 議員が・・・方法による

第9条 市議会は、直接選挙により信託を受けた議員とって構成され市政の 重要事項について意思決定する議決機関である 曲象的すぎる、具体的に

2 市議会は、市民の意思が市政運営に適切に反映され、公平公正、適正かつ 効率的に執行されているか監視し、<u>けん制</u>しなければならない。

傍聴人も参加できる議会にできないのか

- 議会自体への監視は選挙でしかできないの?→チェック機関を、議会毎に報告義務を!
- ・市民全体の声を聞いて欲しい。いろんな世代に興味をもたせる努力を記載しては!
- ・議会後、一般市民に向け「公式の全体の報告会」してもよいのでは

3 市議会は、積極的に議会活動に関する情報の提供を図り、市民にわかりや すく、開かれた議会運営に努めなければならない。

4 市議会は、その役割及び責務を遂行するにあたっては、市政調査権、議案 提出権等の立法機能の強化とその活用に努めなければならない。

> 限定されたイメージ、違和感。「うるおい」 「しあわせ」など違う語はないか?

(市議会議員の責務)

第10条 市議会議員は、市議会が この信託に基づくものであるということを 深く認識し、常に市民全体の福祉を念頭において公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。 「環境」入れてはどうかという意見

2 市議会議員は、市議会の役割及び責務を遂行するため、自己の研さんに励 むとともに、審議機能及び政策提案能力の向上等に努めなければならない。

議員は一部の市民の代表になっていないか

それは仕方ない 地域から推しているのだから 1,000~1,300票で議員になれる 選挙方法が問題 信任投票なら一部利益誘導にならない しかし議員活動について情報開示(判断材料)が 必要 (市長の役割及び責務)

- 第11条 市長は、市政の代表者として、市を統括し、公正公平かつ誠実効率的 に市政の執行に努めなければならない。
- 2 市長は、市民の信託のもと、市政運営を通じて、第3条で定めた基本理念 を実現し、自治の推進に努めなければならない。
- 3 市長は、前2項の規定する責務を遂行するにあたり、市職員を適切に指揮 監督し、人材育成を図るとともに、多様化する行財政課題に的確に対応する ことのできる効大的かつ効果的な組織運営に努めなければならない。

「これは、主目的ではない」、「これは大事」という2つの意見

「市民の幸せのため」という文言を入れてほしい 第3項で、市長に企画、政策、予算執行等の市民への説明義務を明記

市長の人事権(任命権、議会の同意の有無を含む)の範囲を知っておきたい。 (副市長、各委員、社会福祉協議会、その他外郭団体)

(市長を除く市の執行機関の役割及び責務)

第12条 市長を除く市の執行機関は、その権限と責任において、公正かつ誠実 に職務の執行にあたらなければならない。

> 委員会は、民意で選ばれた市長の意思が反映できるのか? (内部のバランスだけでうごかないか?)

- 2 市長を除く市の執行機関は、市民の福祉の増進を図るため、他の執行機関 と協力連携しながら、最小の経費で最大の効果を挙げるように努めなければ ならない。
- 3 市長を除く市の執行機関は、職務の遂行にあたり政策形成等の過程において、多様な方法により積極的に市民の参加、参画を促さなければならない。
- 4 市長を除く市の執行機関の組織は、市民にわかりやすく、簡素で効率的なものでなければならない。

(市職員の責務)

- 第13条 市職員は、市民の信託を得た市長の監視監督の下、全体の奉仕者として、常に市民本位の立場に立ち、公正かつ誠実に職務を遂行し、市民との信頼関係の構築に努めなければならない。
- 2 市職員は、自らが市政運営を支える役割があることを深く認識し、地域社会の一員であることを自覚したうえで、積極的にまちづくりの推進に努めなければならない。

- 3 市職員は、職務の遂行するについて法令及び条例等を遵守し、必要な知識、 技能等の向上に努めなければならない。
 - ・昔と比べ、公務員のイメージ(9時から5時まで)が変わった。 熱心な人もいる。そんな人が認められるシステムにして欲しい。
 - ・市職員「不適格者」の基準を!仕事していない人がいる。
 - ・性悪説に基づいた、市職員評価システムを!
 - ・行政のための行政でない。市民のための行政を!

[発表内容]

条文で抽象的な部分が多いので、もっと具体的に、定数を減らす、日当制に する、傍聴者が質問できるようするなどとしたらよいのではとの意見がありま した。

実力を評価したうえで、基本給プラスにすればよい、また、夜に議会を開き、 傍聴しやすいようにしてはとの意見がありました。また、公式に、議会全体と して報告会を開いたらとの意見がありました。

第9条第1項の「市政の重要事項」について具体的な説明がない、第2項の「けん制」について、それが適切なのかどうなのかを考えないととの意見がありました。できるかどうか別として選挙方法を、信任投票のようにできれば、少数の代表でなく、市民全体の代表となるのではとの意見がありました。

第10条 人材育成について、それ自体が目的でないのでここに規定するべきではないという意見と非常に重要であるとの意見が分かれました。また、市長に説明義務を負って欲しい(特に予算編成など)との意見がありました。

【グループ D】

(市議会の役割及び責務)

- 第9条 市議会は、直接選挙により信託を受けた議員によって構成され市政 の重要事項について意思決定する議決機関である。
- 2 市議会は、市民の意思が市政運営に適切に反映され、適正かつ効率的に 執行されているか監視し、けん制しなければならない。
- 3 市議会は、積極的に議会活動に関する情報の提供を図り、(市民にわかりやすく、)開かれた議会運営に努めなければならない。
- 4 市議会は、その役割及び責務を遂行するにあたっては、市政調査、議案 提出等の立法機能の強化とその活用に努めなければならない。

「努力になければならない。」←努力してもしなくてもよい?(あいまいな言葉)

(市議会議員の責務)

- 第10条 市議会議員は、市議会が市民の信託に基づくものであるということを深く認識し、常に市民全体の福祉を念頭において公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。
- 2 市議会議員は、市議会の役割及び責務を遂行するため、自己の研さんに 励むとともに、審議機能及び政策提案能力の向上等に努めなければならな い。 この基本条例にのっとり宣誓が必要?

(市長の役割及び責務)

- 第11条 市長は、市政の代表者として、市を統括し、公正かつ誠実に市政 の執行に努めなければならない。
- 2 市長は、市民の信託のもと、市政運営を通じて、第3条で定めた基本理 念を実現し、自治の推進に<mark>努めなければならない。</mark>
- 3 市長は、前2項の規定する責務を遂行するにあたり、市職員を適切に指揮監督し、人材育成を図るとともに、多様化する行政課題に的確に対応することのできる効率的かつ効果的な組織運営に<mark>努めなければならない。</mark>

「努めなければならない」→「行わなければならない」

(市長を除く市の執行機関の役割及び責務)

- 第12条 市長を除く市の執行機関は、その権限と責任において、公正かつ 誠実に職務の執行にあたらなければならない。
- 2 市長を除く市の執行機関は、市民の福祉の増進を図るため、他の執行機 関と協力連携しながら、最小の経費で最大の効果を挙げるように努めなけ ればならない。
- 3 市長を除く市の執行機関は、職務の遂行にあたり政策形成等の過程において、多様な方法により積極的に市民の参加、参画を促さなければならない。
- 4 市長を除く市の執行機関の組織は、市民にわかりやすく、簡素で効率的なものでなければならない。

繰り返しが多い。言い方を再考。

(市職員の責務)

を図らなければならない。

第13条 市職員は、全体の奉仕者として、常に市民本位の立場 ち、公正かつ誠実に職務を遂行し、市民との信頼関係の構築に努めなければならない。

- 2 市職員は、自らが市政運営を支える役割があることを深く認識し、地域 社会の一員であることを自覚したうえで、積極的にまちづくりの推進に努 めなければならない。
- 3 市職員は、職務の遂行するについて法令及び条例等を遵守し、必要な知識、技能等の向上に努めなければならない。

[発表内容]

一番最初に、「努めなければならない」は、努力目標であって曖昧ではないかという意見と、これで充分きついのではという意見に分かれました。その中で、第9条第3項の「議会運営に努めなければならない。」は、「議会運営を行わなければならない。」方が良いのではということで意見が一致しました。

第10条市議会議員の責務の中にもう1項目、就任の際にこの基本条例を厳守することを宣誓して就任していただくことを追加してはとの意見がありました。

第12条他の班の意見と同じで各項に「市長を除く市の執行機関」が何度も出てきてくどい文書になっているとの意見がありました。

【グループE】

(市議会の役割及び責務)

- 第9条 市議会は、直接選挙により信託を受けた議員によって構成され市政 の重要事項について意思決定する議決機関である。
- 2 市議会は、市民の意思が市政運営に適切に反映され、適正かつ効率的に 執行されているか監視し、けん制しなければならない。
- 3 市議会は、積極的に議会活動に関する情報の提供を図り、(市民にわかりやすく、)開かれた議会運営に努めなければならない。
- 4 市議会は、その役割及び責務を遂行するにあたっては、市政調査、議案 提出等の立法機能の強化とその活因に努めなければならない。

追加

- ①議会の運営について、合理的な運営が行われているか市民選出による適切な監視や 審議する組織を設置することができる
- ②これらは、全てが分かりきったことを述べている。これ以外のより一歩踏み込んだ 内容にしてみては?市民向けの条例なので定義的な部分も必要だが一方、別の部分も 必要。
- ③迅速にしなければならない場合と慎重にすべき場合など状況に応じて…やはり文字にするのは難しいが。
- ④一般市民が意見を述べる機会があっても良い。

中高生にも分かり易い表現 にしてもいいのでは? (市議会議員の責務)

- 第10条 市議会議員は、市議会が市民の信託に基づくものであるということを深く認識し、<u>常に市民全体の福祉を</u>念頭において公正かつ誠実に職務を遂行しなければならな
- 2 市議会議員は、市議会の 及び責務を遂行 るため、自己の研さんに 励むとともに、審議機能及 案能力の向上 努めなければならな

表現が現在としては古い。

- ①「持続可能な社会」に置き換えてみては?
- ②「まちおこし」の意味を込めては?

<mark>「信用して」←何か表現を</mark> 変えられないか。

- ○地域の人々が助け合って、機能する様な文言を入れてみたいのだが。
- ○活動に応じて歩合給制も将来は視野に入れてみるべき。
- ○次の3つを文言に入れてみては?
- ①真面目に仕事をする。②世の中の状況に対応して活動する。
- ③日々、勉強する。

(市長の役割及び責務)

- 2 市長は、市民の信託のもと、市政運営を通じて、第3条で定めた基本理 念を実現し、自治の推進に努めなければならない。
- 3 市長は、前2項の規定する責務を遂行するにあたり、市職員を適切に指揮監督し、人材育成を図るとともに、多様化する行政課題に的確に対応することのできる効率的から、知識運営に努めなければならない。

「人材育成を図る」について

「4. 市長は市職員の人材育成を図るために計画的な職員教育 を行わなければならない。」を追加してはどうか。

これは意見がちょっと違う。

職場に入って何年かは勉強であるが、その後は自己研鑽によるものと思う。 市長の限られた任期の中で行うのは完全には無理では。あえて項目を加えるべきなのかど うか。 (市長を除く市の執行機関の役割及び責務)

- 第12条 市長を除く市の執行機関は、その権限と責任において、公正かつ 誠実に職務の執行にあたらなければ 「持続可能な社会」に置き換える。
- 2 市長を除く市の執行機関は、市民の福祉の増進を図るため、他の執行機 関と協力連携しながら、最小の経費で最大の効果を挙げるように努めなけ ればならない。
- 3 市長を除く市の執行機関は、職務の遂行にあたり政策形成等の過程において、多様な方法により積極的に市民の参加、参画を促さなければならない。
- 4 市長を除く市の執行機関の組織は こわかりやすく、簡素で効率的なも でなければならない。

「市の執行機関は」とする。

- ◎枠組みづくりをさせる必要があるのでは?参加・参画を行うため、その仕組みづくりをしなければならない。
- ◎枠組みづくりまでがこの条文で必要なのか?

(市職員の青務) 表現が一般的すぎる。より積極的に参加するということで。

- 第1 社会の変化に対応し、の奉仕者として、常に市民場に立ち、公正かつ誠実に職務を行し、市民との信頼関係の構まめなければならない。
- 3 市職員は、職務の遂行するについて法令及び条例等を遵守し、必要な知 識、技能等の向上に努めなければならない。

「発表内容」

まず、最初に、会長、副会長にお伺いした点として、第9条から第13条までの各項において、主語が同一であるのに、2項以降も主語がついているが、しつこい感じがする。法文としてのルールでつけないといけないんでしょうか?次に、具体的な内容についてですが、内容がありふれたことのように感じる。もう少し踏み込んでもいいのかなとの意見がありました。「市民全体の福祉」という言葉ですが、ありふれた古い表現のように感じる。むしろ「持続可能な循環型社会の実現」の方が、ふさわしいのではとの意見がありました。

市職員の責務についても、変化の激しい時代なので「変化に対応して」という文言を入れてはとの意見がありました。

市長等の役割、責務について人材育成やその教育についてもっと掘り下げて もよいのではとの意見がありました。

4. まとめ

会 長 頂いたご意見を参考に、次の案の形成に役立てたいと思います。いく つか質問も出ましたので、それにお答えしたいと思います。

まず、同じ主語が何度も出て来るのはどうかという意見がありましたが、これは法令のルールに則ってますので、特におかしなことではありません。ただ、第12条の「市長を除く市の執行機関」という表現については、自治法の用語として確立している「市長を除く他の執行機関」の、「他の執行機関」を「市の執行機関」に変えただけです。違和感があるなら、「市長を除く市の執行機関(以下「他の執行機関」という。)」としてしまえば、第2項から「他の執行機関」とできます。

市政の重要事項について具体的に書くのは、いくつか地方自治法上の議会の役割の代表的な例を並べればイメージを明確にできるかと思います。

議会は監視、けん制の義務を果たさねばならないというのは、行政学的な世界ではよく言われていることです。ただ、けん制という言葉に関しては、もう少し違う表現でも良いかもしれません。

ちなみにこのけん制は、市長に与えられている非常に強い権限の暴走に備えるものです。地方自治法には、市長の責務は最低限のことしか書かれていません。それをクリアすれば、他に何をやっても構わないわけで、非常に幅広い権限を持っていることになります。また、代表権も市長が有しています。逆に議会は権限が細かく決められており、それ以外の権限はないとされています。これを制限列挙といいます。これらのことから、より強い権限を持つ市長に対し、議会がけん制権を発揮するのが逆に期待されるという論理があります。

また、「努めなければならない」という表現がある一方で、「しなければならい」という表現もあり、少し混乱をきたす可能性もあります。 この件に関しては、全面的に並べてみて、何らかのかたちで統一していけるか考えてみてはと思います。 ただ、「努めなければならない」でさえ強いのに、議会のところでは、「けん制しなければならない」となっていますが、この方が強いですね。「けん制に努めなければならない」のほうが妥当かなあとも思います。

市議会議員の責務のあたりですが「福祉」という言葉が「狭義の福祉」なのかどうなのかということがありましたが、これは、古い言葉では「福利」と言ってたんです。その言葉に戻す方がいいのか、市民全体のという言葉をやめて「公益」という言葉を使う方がいいのか、言葉自体が古いため、もっと他のふさわしい言葉に変更できないか、悩むところです。

次に、説明責任を明記できないかというところですが、市議会議員の 責務、議会の役割及び責務の両方をみますと「積極的に議会活動の情 報の提供を計る」というところでクリアできるのではと思います。

議員や議会に関して、大変多くの意見が出され、皆様方の期待を感じる議論があったようですね。ここで出た議論として会議録に残り公開されるのでしょうから、それだけで充分パンチ力があります。しかし、議会に関わる条文は、議員の同意がなければ成立しません。ですので、当委員会ではこのような議論をして、結果こういう条文案になりました、との提案になります。あくまでこちらからはボールを投げ掛けて、先方の判断に委ねるのが良いかと思います。

市長の役割及び責務の部分ですが後の市政運営に係る以下の条文を受けているわけで、ここで細かく書く必要のない内容もありました。後ろの部分で書かれていることもありました。このままでも良いかと思います。適材適所とか人事評価については触れられてませんので、何らか付け加えるよう工夫したいところです。

「最小の経費で最大の効果」の所には、「限られた資源で」のほうが良いのではとの意見がありましたが、これは行政経営論で言う、経済性追求というのは最小資源、最初経費でといいますね。最大の生産性をあげるというのは効率性の追求、最大の効果をあげるというのは効果性の追求なんです。この3つをまとめて言う時に「最小の経費で最大の効果」を使うという慣行があるので、この言葉を使ったんでしょうね。他の表現方法があるか、一度チェックしてみたいと思います。第13条第1項「全体の奉仕者」は、憲法の言い方をそのままを使っています。「大和郡山市民全体の奉仕者」などとすると、市のカラーが出せるかと思います。

私からは以上ですが、澤井先生から何かお気づきの点や抜けている点などお願いしたいと思います。

- 副会長 市長と他の執行機関との規定の仕方ですが、市長の権限のところは、 統括責任者的な規定の仕方になっています。各機関については、しっ かり縛るという感じです。市長と他の執行機関の関係についてもう少 し議論した方が良いと思います。
- 会 長 次回ですが、第6章の前半を議論いただきたいと思います。前回もお願いしましたが、はじめから終わりまで読み切っていただいたうえで、その部分の議論をしていただけたらと思っています。それでは、これで第11回目の策定委員会を終わります。どうも皆さんお疲れ様でした。